

住民窓口改革業務委託その2（キャッシュレス決済対応セミセルフレジ導入）仕様書

1. 業務名 住民窓口改革業務委託その2 (キャッシュレス決済対応セミセルフレジ導入)

2. 目的

住民票・印鑑証明・税証明等の各種証明発行手数料の支払いについて、キャッシュレス決済対応セミセルフレジを導入し、住民の利便性向上及び職員にとっても違算の発生しない環境構築を図ろうとするもので、令和3年に導入済のキャッシュレス決済端末（パナソニック製：JT-C60、以下全て同じ）と連携し、現金での支払いのほか、各種クレジットカード・電子マネー・QRコード決済に対応した支払い環境を構築しようとするものです。

3. 設置場所及び設置台数(機器構成)

設置場所：新ひだか町役場静内庁舎1階 生活環境課住民係 証明交付窓口

設置台数：セミセルフレジ一式（キャッシュレス決済端末は、現行機器継続し、導入機器と接続して利用を想定）

機器構成：POSシステム内臓レジスター 一式

（操作部大型モニター・お客様中型モニター、自動釣銭機、レシートプリンタ、バーコードスキャナー、キャッシュレス端末接続）

※.設置にかかる、敷設工事（電源、ネットワークの配線工事を除く）は、本事業の委託費用に含むこと

4. 業務（設置）期間

契約締結日から令和7年3月31日（機器設置及び令和6年度中の保守業務）

※.機器設置・システム導入に関しては、令和7年2月1日から別途調達済の窓口支援システムが稼働予定であることから、その前に設置を完了することとし、具体的な日程については、契約締結後、速やかに担当者と打合せを実施すること。

5. 機器の構成及び仕様

システムの構成は、(1)～(2)に記載する機器（仕様）を満たす又は満たせない機能がある場合も代替案が提案できる場合は可とする。

(1) セミセルフ POSレジ(制御部)（レシートプリンタ、バーコードを含む）

【機能仕様】

- ①.自治体 証明交付及び出納窓口でのセミセルフレジとしての機能を持ち、交付証明・手続き手数料の種別と数量を操作部(職員側)タッチモニターで選択指示する事で入力。確定した内容(交付証明書名・数量・金額合計)を、窓口来庁者側(支払者)モニターに表示、支払い方法を利用者へ確認の後、その決済を利用者自身行える様、自動釣銭機(現金)、キャッシュレス決済端末へ連動し制御できること。

- ②.タッチ式ディスプレイモニターは、職員側・来庁者側双方への項目表示が可能で、その内容については、構築導入時に打合せ設定すること。
- ③.支払者の現金投入に関しての、金額及び釣銭、不足額を双方のモニターに表示し、来庁者側の「支払い完了(OK)」の指示にて、釣銭・レシートの発行が可能なこと。
- ④.クレジット・電子マネー・コード決済の場合は、入力された内容を、現行利用(継続利用)するキャッシュレス決済端末に連動し操作が可能なこと。
- ⑤.品目、数量について、清算時に誤りとなった場合、清算取り消し(返品)が可能であること。
- ⑥.事前の操作者マスタ登録にて取扱い時に操作者切り替えを可能として、その取扱い操作者について、取引ジャーナル(ログ)への記録と取引レシートへの記載を可能とすること。
※.釣銭操作(釣銭機金種)に係わる操作に関しては、管理者権限者(要パスワード制御)のみ操作可能として、取扱い者特権操作メニューの拡張選択を行う事が可能なこと
- ⑦.POSレジ機能として、取引情報(交付証明書、取引数量、支払種別(現金、キャッシュレス)、取扱い担当者)をジャーナル記録し、レポート出力(画面・レシート)の他、各種集計出力(証明種別集計、グループ集計、時間帯集計、時間帯商品別)を可能とすること。
- ⑧.POSレジ(制御部)は、自動釣銭機と連動し、自動釣銭機への操作指示をタッチパネルモニターからの指示確認を可能として、自動釣銭機への開設・釣銭準備、釣銭両替、補充入金、清算出金等の操作を可能とすること。
- ⑨.釣銭回収準備として残置回収機能を持ち、庫内現金の全回収のほか、任意に設定した「準備金」を残置した収納金回収を可能とすること。また、「準備金」設定は、残置させる金額(紙幣と硬貨の総額)を設定する「金額残置設定」が可能とすること。
- ⑩.ジャーナル(操作ログ)機能として、レジ操作記録・期間集計(月報)の他、お客様へ発行レシートの過去分検索機能と点検機能ジャーナル(レシート再発行)のモニター・プリンター出力を可能とすること。

(2) セミセルフ 自動釣銭機

【機能仕様】

- ①.セミセルフ(PoSレジ)制御部との機能連携を可能とし、制御部(タッチパネルモニター)からの操作指示で制御が可能なこと。
- ②.現在発行されて流通する日本円の紙幣及び硬貨の取扱いを可能として、新紙幣及び旧硬貨との混在入金に対応可能なこと。令和6年7月発行の新紙幣にも対応可能なこと。
- ③.紙幣・硬貨の釣銭取り忘れ防止機能(ランプ・ブザー等)があること。
- ④.入金時の不良硬貨及び紙幣のリジェクト機能を有すること。
- ⑤.自動釣銭機の庫内でのつまり時は、トラブル発生個所が特定できるガイダンス表示と対処方法のガイダンスが、釣銭機本体のディスプレイに表示され、対処手順等を確認しながらの対処が可能なこと。

- ⑥.入金金額に関しては、セミセルフPOSレジ本体と連動し、リアルタイムにて投函された金額を表示するとともに、清算確定操作にて、釣銭について自動出金が可能なこと
- ⑦.入金金種が、格納上限数を超える前及び各種釣銭が無くなる前に、セミセルフレジ(POSレジ操作)コンソールモニターに警告メッセージが表示されること。
- ⑧.現金(紙幣・硬貨)は、一括投入方式であること。
- ⑨.自動釣銭機に故障が発生した場合、対応可能な窓口体制を明示するとともに、釣銭機側の機器故障については、すみやかな出向修理(本町訪問修理)が可能なこと。

6.作業内容及び留意事項

セミセルフレジ機器納品での留意事項について、以下の留意事項を厳守すること

- (1) すべての機器について据付、接続、配線、現地調整、導入時の設定作業等の付帯作業まで行い、納入機器全ての操作及びキャッシュレス決済端末との連動を確認し正常に稼働するよう適切に処理すること。(※.本稼働までの期間、キャッシュレス決済端末は、非連動での単独利用も可能とすること。)
- (2) 導入時の各種設定内容(管理者および操作者登録・証明交付種類、決済種類・レシート印字内容等)は、本町の職務担当者との打合せの上、決定すること。
- (3) 設置場所の詳細については、本町職務担当者の指示に従うこと。

7.職員操作説明会

本業務に基づき、受託者は納入システムに関する、操作手順書・説明書の提供及び操作に関する説明会を実施すること。

- (1) セミセルフレジ(制御部及び自動釣銭機)各装置の基本操作、設定変更方法などの操作手順を記載したマニュアルを提供し、本町職務担当者に対し操作説明を十分行うこと。
また、事前の研修会等の日時や回数については担当者と協議の上決めること。
(説明会の一部として、本稼働を想定したリハーサル稼働を行うこと。)
- (2) 本町職務管理担当者向け、管理機能を含めた機器全般の使用方法、利用者設定変更可能なパラメータ設定についての管理・運用説明を行うこと。
- (3) システム障害発生時の一次対応(機器再起動等)、縮退運用時のシステム利用方法の説明を行うこと。
- (4) システム使用方法に関して、要望に応じて適宜、電子メールや電話等で助言を行うこと。

8.成果品の作成及び納品

本業務に基づき、受託者は納入システムに関する、操作手順書・説明書の提供及び、以下の納品図書を、紙及び電子データを一式納品するものとする。

- ・製品機能概要設計書(納入システム全般の機能一覧他)
- ・取扱手順書(操作説明書他、以下 納品図書に類似する説明書等)

- > 運用（管理者・一般利用者）操作取扱い説明書
- > 障害時 対応手順書

9. 機器アフターケア（保守契約等）

本件調達には納品後の令和6年度末（R7.3.31）までの保守を含むものとし、令和7年度以降の保守については別途協議の上、契約するものとする。

10. 特記事項

- （1）本業務の実施にあたっては、双方の窓口担当者を定め、十分な連絡・協議と適切な進捗管理に基づいて行うものとする。
- （2）本業務の進行に課題・問題等発生時は、双方が協議して、その対応策を決定する。
- （3）本業務を通じて知り得た事項については、双方ともに秘密を厳守するものとする。また、本業務を実施するにあたり、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じること。
- （4）本業務により得た成果品の公表については、双方の協議に基づいて行うものとする。

11. 権利義務の譲渡の禁止

この委託契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、または、その権利を担保に供することはできない。

12. その他

- （1）本仕様書に定めのない事項は、別途、双方が協議の上、その対応措置を定める。
- （2）契約の履行上疑義が生じた場合は、当町と協議の上、その対応措置を定める。

以上